

令和3年度原子力規制委員会
第62回会議議事録

令和4年1月26日（水）

原子力規制委員会

令和3年度 原子力規制委員会 第62回会議

令和4年1月26日

10:30～11:45

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめ（案）－圧縮減容装置の設置－
- 議題2：発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明（日立GEニュークリア・エナジー株式会社）（案）
- 議題3：発電用原子炉施設に設置される火災感知器に係る火災防護審査基準の適用方針
- 議題4：原子力災害対策指針の改正案（甲状腺被ばく線量モニタリング、原子力災害医療体制）及び意見募集の実施
- 議題5：「原子力災害拠点病院等の施設要件」の改正案及び意見募集の実施

○更田委員長

それでは、第62回原子力規制委員会を始めます。

最初の議題は「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめ（案）－圧縮減容装置の設置－」です。

圧縮減容装置の設置に関するもので、説明は天野調査官から。

○天野原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全管理調査官

実用炉審査部門の天野です。

それでは、資料1に基づいて御説明をさせていただきます。

まず、1. ですが、本件は昨年6月25日に申請のあった、圧縮減容装置の設置を目的とする東海第二発電所の設置変更許可申請に関する審査結果の案の取りまとめについて、お諮りをするものです。

申請の具体的な内容については、3ページをお願いいたします。

発電所の敷地図ですが、今回の圧縮減容装置は、既設の固体廃棄物作業建屋の管理区域内に設置する予定です。

通しの4ページをお願いいたします。

処理工程の概要ですが、発電所で発生する不燃性の雑固体廃棄物については、ドラム缶に収納して貯蔵庫に保管しておりますが、今回、真ん中の圧縮減容装置を新たに設置しまして、ドラム缶を約3分の1の大きさに圧縮して減容を図るというものでございます。

なお、ドラム缶の中身については、仕分け作業を行って識別管理を行い、焼却灰など圧縮減容装置の処理の対象になっていないものが入っていないことを確認した上で処理することにしております。

続いて、通しの5ページをお願いいたします。

圧縮減容装置のイメージ図ですが、ドラム缶の投入口をフードで囲い、既設の建屋換気系へ接続して負圧に維持しつつ、フィルターを通して排気することで放射性物質が散逸し難い設計としております。

続いて、通しの7ページをお願いいたします。別紙1として、審査の結果の案でございます。

まず、1. の使用の目的ですが、本件申請については、使用の目的を変更するものではないことなどから、次の8ページになりますが、平和の目的以外に利用されるおそれのないものと認められるとしております。

続いて、2. の経理的基礎に係る部分ですが、申請者における調達実績などから資金の調達は可能と判断した、これらのことから必要な経理的基礎があると認められる、としております。

3. 、4. 、5. については、後ほど添付の審査書で御説明いたします。

6. の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備についてですが、こちらについては既許可から変更がないことから、基準に適合するものであると認められるとして

おります。

続いて、通しの9ページからが審査書（案）ですが、通しの14ページをお願いいたします。

Ⅲの技術的能力に係る審査結果です。一番下の「規制委員会は」で始まる場所ですが、本申請の内容を確認した結果、既許可申請の内容から変更がないということで、技術的能力指針に適合するものと判断した旨を記載しております。

続いて、通しの15ページをお願いいたします。

Ⅳですが「設計基準対象施設」ですけれども、本申請に伴い重大事故等の対処に係る設備・手順に変更はなく、設計基準対象施設の関連する項目について審査を行いました。その結果、基準に適合するものと判断したとしております。

続いて、通しの19ページをお願いいたします。

一番下のⅣ-9、27条関係で、放射性廃棄物の処理施設に対して、放射性物質が散逸し難いものとするといった要求事項を記載しておりますが、これに対し、通しの20ページの3行目ですけれども「具体的には」のところですが、冒頭で御説明したとおり、フードで囲うなどして放射性物質が散逸し難い設計としていることを記載しております。

以上が審査書（案）の御説明ですが、通しの1ページにお戻りください。

今、御説明いたしました審査書（案）について御審議いただいた上で「2. 原子力委員会への意見聴取」について、通しの23ページの別紙2のとおり、また「3. 経済産業大臣への意見聴取」について、通しの25ページの別紙3のとおり行うことにつきまして、御審議いただければと思います。

また「4. 科学的・技術的意見の募集」ですが、これまでと同様に、案の1、意見募集を行う、案の2、意見募集を行わない、の両案を併記しております。事務局としては、本申請については、既に川内原子力発電所等で審査の実績があることから、意見募集は不要と考えていますけれども、御審議をお願いいたします。

最後に、通しの2ページ、5. ですけれども「今後の予定」として、原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の結果を踏まえ、本申請に対する許可処分の可否について、改めて原子力規制委員会に御判断いただく予定です。

私からの説明は以上でございます。

○更田委員長

まず、審査の内容、それから、結果について、御質問、御意見があれば。

山中委員。

○山中委員

審査を担当させていただきました山中です。

本申請というのは、日本原子力発電株式会社東海第二発電所の固体廃棄物作業建屋に圧縮減容装置、これは固体廃棄物を入れたドラム缶を減容する装置でございますけれども、通常ペイラと呼ばれる大型の装置でございますけれども、これを設置するという変更許可

申請でございます。

この装置は原子力発電所で一般的に用いられる装置でございます、特にこの圧縮減容装置の周りへ放射性物質の飛散を防ぐというところ、ここは慎重に技術的な内容を確認して審査を進めました。特段大きな技術的な課題はないように思われますけれども、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○更田委員長

ほかに御意見、御質問はありますか。

これは、圧縮減容装置はどこにでも先行するものがあるので、ただ、今回聞いているところによると、審査上のポイントだったのは、通しの5ページでいうところのフードを設ける、設けないというところだと。建屋は元々負圧になっているのだろうけれども、その上で、ある意味、これは作業者的な防護だろうと思うのですが、審査を通じて議論の結果、このフードを設けることになったと。特段の議論はあったのですか、ここで。

○天野原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全管理調査官

実用炉審査部門の天野です。

この部分は当初申請ではフードがなくて、建屋の換気系で基準要件を満たすということにしていたけれども、ここは先ほど御指摘いただきましたように、やはり従事者に対する放射線防護という観点から重要だということで審査をして、最終的にこのような審査結果になったものでございます。

以上です。

○更田委員長

ほかになければ、審査結果の案をこのとおり取りまとめることとしてよろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○更田委員長

その上で、別紙2のとおり原子力委員会、それから、別紙3のとおり経済産業大臣へそれぞれ意見を聴くということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○更田委員長

パブコメ(パブリックコメント)については、何か御意見はありますか。

これも多分、技術的に新しいところはないので、御異論がなければ、パブコメは行わないという事務局の案でいいと思うのですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

それでは、科学的・技術的意見の募集は行わないということで、原子力委員会、経済産業大臣への意見を聴取してください。ありがとうございました。

2つ目の議題は「発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明(日立GEニュークリア・エナジー株式会社)(案)」、これは乾式キャスクですね。キャスクは三菱のもの

を1回やって、もう一つ、今度はB（BWR（沸騰水型原子炉））のということで、専決にすることなしにもう一回原子力規制委員会へ諮ってもらうということで本日の議題になったものです。

説明は止野調査官から。

○止野原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全管理調査官

実用炉審査部門の止野でございます。

それでは、資料2に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず「1. 経緯」でございますが、令和2年3月に日立GEニュークリア・エナジー株式会社から、発電用原子炉施設に係る特定兼用キャスクの型式証明申請があったものでございます。

型式証明につきましては、昨年10月27日の原子力規制委員会におきまして、三菱重工業株式会社の特定兼用キャスクについて御審議いただきましたけれども、その際の審議を踏まえ、審査内容及びその結果を受けた型式証明について、御審議いただくものでございます。

次に、2. でございますが、本申請につきましては、前回と同様に原子力規制庁の新基準適合性審査チームにより審査を行っております。審査の結果、本申請につきましては、原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）第43条の3の6第1項第4号の規定に基づく基準のうち、特定兼用キャスクの技術上の基準に適合しているものと認めたものでございます。

審査の結果につきましては、12ページ目以降に審査書（案）としてまとめてございますけれども、審査の概要などにつきましては、3ページ目からの参考1を用いまして、前回の三菱重工業の申請と異なる点を中心に御説明をさせていただきます。

まず、今回申請のあったキャスクですが、前回はPWR（加圧水型原子炉）用でしたが、今回はBWR（沸騰水型原子炉）の使用済燃料集合体を貯蔵するものでございまして、記載の3種類の燃料集合体を貯蔵できる設計となっております。

貯蔵能力は、キャスク1基当たり69体収納可能な設計となっております。

貯蔵時の設置方法ですが、大きく分けて2つの設置方法がございます。

一つ目は「①基礎等に固定する設置方法」でございまして、貯蔵架台の上に縦置き又は横置きに設置して、トラニオンで固縛してキャスクを転倒させないという方法でございまして。この方法につきましては、地盤の十分な支持に期待をするというものでありますので、※1にありますとおり、別途設置変更許可時に、当該キャスクを十分に支持することができる地盤であるかどうかというのを審査することが必要になります。

一方「②蓋部が金属部へ衝突しない設置方法」ですが、転倒しても蓋部が架台等の金属部に直接衝突しないように、貯蔵用の緩衝体を装着することで、キャスクを設置する地盤の安定性には期待をしないという方法でございまして。これは先行の三菱重工業の設置方法と同様の設置方法となっております。

設置場所につきましては、貯蔵建屋内に設置することを前提としてございます。

次の４ページ目でございます。設置許可基準規則の規定のうち、特定兼用キャスク本体に係る要求事項がまとめてございます。

この中で、第４条の地震による損傷防止、第５条の津波による損傷防止及び第６条の外部からの衝撃による損傷防止につきましては、サイトに依存しない一律の基準として告示で示された地震力等を用いて評価しておりまして、前回と同様の手法でございます。

その結果につきましては、詳細は割愛させていただきますけれども、いずれの設置方法においても、告示地震力等による荷重に対し安全機能が損なわれない、又はそのおそれがないということを確認してございます。

続きまして、第１６条の燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設としての審査項目であります臨界防止機能、遮蔽機能、除熱機能、閉じ込め機能についてでございます。

この評価につきましても、先行審査と大きく異なる点はございませんので、説明は割愛させていただきますけれども、審査においては、許認可実績のあるコードを用いた評価結果から、それぞれの適合性を確認してございまして、技術的な大きな新規性はなく、それぞれ基準に適合していると判断してございます。

また、長期健全性につきましても、構造部材に設計貯蔵期間中の経年変化に対して十分信頼性のある材料を選定する等、設計を確認しておりまして、使用済燃料体の健全性を確保する設計であることを確認してございます。

以上のことから、本申請につきましては、設置許可基準規則の規定のうち、特定兼用キャスクに係る技術上の基準については、全て適合しているという判断に至った次第でございます。

恐れ入ります。１ページ目に戻っていただきまして、３．でございます。「対応方針」ですが、（１）の上から５行目ほどですが、今回、日立GEの特定兼用キャスクについて、別紙２のとおり型式証明を行うとともに、別紙３のとおり、その旨の告示を行うこととしてはどうかと考えてございます。

また、（２）ですが、今後、同様の構造を有し、技術的新規性に乏しい特定兼用キャスクに係る型式証明につきましては、原子力規制委員会行政文書管理要領に基づきまして、長官による専決処理を行うことにつきましても御審議いただきたいと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

田中委員。

○田中委員

今さっと説明があったのですけれども、三菱重工の申請とどこが違って、そこをどのように確認したのか、もうちょっと教えていただけませんか。

○止野原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全管理調査官

実用炉審査部門の止野でございます。

まず、三菱重工はPWR（加圧水型原子炉）の燃料集合体を貯蔵するという設計に対して、今回はBWRということで、臨界ですとか、遮蔽、除熱、こういったところの計算が細かなところは違ってくるので、その辺りは確認してございます。

また、3ページ目に置き方というものがありますけれども、このうちの①の基礎等に固定する方法というのは、前回の三菱重工の申請にはなく、今回初めて申請された設置方法ですので、この辺りの設置方法でキャスクが転倒しないかどうかというところは、告示地震力等を用いて確認をしたというものでございます。

私からは以上です。

○田中委員

3ページにあるように、基礎等に固定するという方法をやったと。三菱重工のものは固定しない方法だったのですか。

○止野原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全管理調査官

実用炉審査部門の止野でございます。

前回の三菱重工の置き方は、この3ページ目の図でいいますと一番右側の置き方でございまして、貯蔵用の緩衝体というのを両方に取りつけて横置きに置くということで、もし地盤の変位等で転倒したとしても、蓋部が金属部に当たらないというような形の設置方法でございました。

以上です。

○田中委員

分かりました。

○更田委員長

ほかによろしいですか。

これは、前回、三菱重工のものをやったときに、キャスクの審査なので、そんなに技術的に新味はないけれどもということで、P（PWR）を一つ見たので、B（BWR）を一つ、もう一回原子力規制委員会へということなのですけれども、そもそも型式だから、そんなに多数件出てくるとは思えないというのがありますが、そして、審査の内容も見ていくと、これは申請する側からいえば「それで通るから構わない、なるべく面倒な説明は避けよう」なのだけれども、例えば、臨界であったらば、何年燃えていようが、つまり、核分裂性の物質が減っていようが、何年冷却されていようが、もう新燃料で見ても臨界になりませんという説明をしてしまう。要するに、めちゃくちゃ保守的にやると。

一方、遮蔽だとか冷却に関しては、最大燃焼度を取れるところまで、これもORIGENコードなんかで保守的にやってやって、残留熱というか、崩壊熱も、それから、放射線の強度も考えられ得るマックス（最大量）をとって、それでもと、そういう審査の方式で、規制側からすれば、それで文句を言う立場にあるわけではないのですけれども、技術者としては何だかなというののはあって、皆さんも御承知だと思いますけれども、燃焼度クレジット

が言われて久しいけれども、全然実用はされないものだなというような印象は拭えないですね。これは臨界が全てを律速しているわけではないから、仕方ないのかもしれないですけどもね。

その上で、先ほど尋ねましたけれども、そもそも型式だから、そんなに多数の今後の申請というのは見込まれないですよ。ただ、変更申請等々は場合によってはあるのだろうけれども。

それと、仮に他社が同じ設計を申請してきたときというのは、これは審査をすることになるのだろうけれども、型式の本来の考え方からすれば、他社が同設計を持ってきたら、ある意味、形式的というわけではないけれども、確認行為を経て短期間で判断に至ると、そのように考えていいですか。

○止野原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全管理調査官

実用炉審査部門の止野でございます。

全く同じ燃料、同じ設計が他社から申請された場合については、当然、今まで審査した知見を基に判断することになりますので、効率的に審査ができるものと考えています。

○更田委員長

効率的にというのはね。あとは、だから、まだしばらく時間があれでしょうけれども、9×9（型燃料）があればということなのだろうと思いますけれども、9×9だと燃焼度が5万5000（MWd/t）のものがあるので、9×9が出ればというところなのだろうと思いますが。

本件は、審査書を案のとおり取りまとめることでよろしいでしょうか。型式証明を決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○更田委員長

そして、別紙3のとおり型式証明に係る告示を行うということで、そこで、専決処理ですけれども、これ以降のキャスクの型式についてですけれども、どのように取り扱いましたでしょうか。

山中委員。

○山中委員

これから先、技術的に何かすごく新しいものが出てくるとも思えないのですけれども、特に何かものすごく新しい技術でキャスクを作るみたいな話が出てくれば、聞いてみたいなという気はしますけれども、あと何件か出てくるのが同じようなものであれば、きちんと審査をしていただいて、長官専決で私は結構ではないかと思えます。

○更田委員長

例えば、横置きで証明を取ったけれども、同じキャスクで縦置きもというのはあり得るだろうというようなことはあるだろうと思うのですが。だから、例えば、これは管理官ないし規制部長の判断だと思いますけれども、例えば、臨界で燃焼度クレジットを取るであ

るとか、だからといって急にとは思わないですけども、そこら辺の判断は担当に委ねて、以降の許可(型式証明)については、長官専決とするということでもよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

では、その旨、進めたいと思います。ありがとうございました。

三つ目の議題は「発電用原子炉施設に設置される火災感知器に係る火災防護審査基準の適用方針」について。

説明は守谷火災対策室長から。

○守谷原子力規制部原子力規制企画課火災対策室長

火災対策室の守谷でございます。

資料3につきまして御説明をさせていただきます。

「発電用原子炉施設に設置される火災感知器に係る火災防護審査基準の適用方針」ということでございます。

「背景」のところでございます。

平成31年2月に火災防護審査基準の一部を見直しまして、その中で、後ろを2枚おめくりいただいたところにある参考資料1にお示しさせていただいているとおり、実用発電用原子炉及び附属施設に設置される火災感知器については、消防法施行規則に従って設置するというところになっております。

これに係る審査や検査を行う中で、火災防護審査基準の適用の考え方を明確にする必要が生じたことから、今回、その対応方針について諮らせていただきたいというものでございます。

「2. 現状及び課題認識」のところでございます。

現在、発電用原子炉施設に設置される感知器についての審査や検査を行っておりますけれども、その中で、感知器の設置方法について、次のような事例が見受けられました。4点挙げてございます。

一つ目といたしまして、シャワー室で感知器の設置を行わないというもの。

2点目、感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときに、一定の範囲を限度として感知器の設置を行わないというもの。本来は感知区域ごとに感知器を設置することが規則上は求められておりますけれども、それが規模が小さい感知区域のときには、そのような取扱いをしたいというものでございます。

また、ウでございます。感知器の設置面から換気口等の吹出し口までの鉛直距離が1m以上あるときに、感知器と空気吹出し口との水平距離を1.5mを下回って設けるというものでございます。消防法施行規則の中では、吹出し口と感知器との距離については、1.5mと書かれているのですが、それが鉛直1m以上離れているという場合には、1.5m離さない適用をするというものでございます。

エにつきましては、空気吹出し口から水平方向への吹出しがされているということが、

発電用原子炉施設ではありますけれども、その水平方向に吹き出されているときに、後ろ側につきましては、1.5mを取る必要がないという運用をされているというものでございます。こちらにつきましても、消防法施行規則の定めの中では、後ろ側、前側という定めがないのですけれども、後ろ側につきましては、吹出し口からの風の影響もなかろうということで設置が許容されているというものでございます。

こういったものにつきましては、次の段落に示しているとおおり、日本火災報知機工業会が発行しております自動火災報知設備工事基準書という中で示されているものでございまして、実務上、消防法の運用においては、火災予防に支障がないものとされているものでございます。

具体的な中身につきましては、4ページ目以降、参考資料2の方でお示しさせていただいております。

それから、先ほど申し上げました4点のうち、4点目、エのものにつきましては、工事基準書での記載はございませんけれども、発電用原子炉施設が立地する消防本部を含む各地の消防機関における運用において、火災予防に支障がないものということで認められておりました、そのことの概要につきましては、参考資料3、ページでいいますと7ページ目の方にお示しさせていただいております。

これらにつきましては、これまでの審査や検査において個別に検討を行ってございまして、それにつきまして、基準への適合をしているものとして取り扱うことが合理的であるというような判断をさせていただきますけれども、判断の過程において、審査や検査の個別に判断するというのではなくて、やはり均整な取扱いを図る必要があるということが認められたものでございます。

「対応方針（案）」でございます。

先ほど挙げました四つ、発電用原子炉施設における感知器の設置方法についての四つの消防法の運用上認められている措置について、客観的に判断ができるということでございますので、当面の審査及び検査において、火災防護審査基準に適合しているものとして取り扱う方針としたいということについて、今回、御審議いただければと思っております。

なお、火災防護審査基準そのものにつきましては「審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善」というものが予定されてございまして、令和4年度以降に具体的な改正に係る検討に着手するという中で、この取扱いについても対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

内容について異存はないのですけれども、その上で、この説明の中で工事基準書というのは、いわゆる私たちの世界でいうと民間規格になるのですか。ですよね。民間規格で、そして、その民間規格を全国の消防機関が実際上それをエンドースというか、採用する形

で運用しているから、それにこちらも整合させたいと。

ここまではいいとして、そうすると、今回は取り扱う方針とするという方針の宣言だけなのだけれども、いずれ審査基準をいろいろ改正しようとするときに、そのときにどうしようか検討するのですということなのだけれども、一般の建築物等で民間規格で定めているものが準用されている。準用というか、実質上適用されている。それが原子力施設の方で基準を変える形で書くのかどうするのか、ちょっと議論の余地があるように思うのですが、この点はどうですか。

○守谷原子力規制部原子力規制企画課火災対策室長

まず、工事基準書そのものはいろいろなことが書かれているわけですがけれども、それ全てについて適用できるかというところがまず一つあるのですけれども、今回につきましては、具体的に審査や検査の中で上がってきた、四つほど上がってきているのですけれども、その具体的に上がってきたものについては、基準も明確であるし、取り入れてもよかろうと考えているところでございまして、今回お諮りするはその4点についてということなのですけれども、今後、それを技術基準の方にどう反映していくかというところは、今、更田委員長からも御指摘がございましたとおり、具体的にそのまま反映させるのか、それとももう少しやり方を考えるべきではないかというところについては、やはり原子力規制庁内でかなり議論がございますので、その辺はしっかりと考えた上で、またお諮りさせていただきたいと思っております。

○更田委員長

ある程度丁寧な議論が必要だと思うのです。というのは、工事基準書に載っているということを根拠にはできないのだと思うのです。個別にこれは妥当だと考えられるからという、原子力規制委員会なり原子力規制庁独自の判断があつてですよね。そうでないと、だから、もうここに工事基準書が引用されているけれども、ちなみに、ここにも載っていますけれどもという言い方であつて、ここに載っているからいいのだと言えるものではないわけですよね。

その上で、このウなんかは、鉛直距離が1 m以上あれば、水平距離は1.5 mを下回っていてもどうのという、これは技術的な根拠というのはそれぞれ事例があるようなものなのですか。

○守谷原子力規制部原子力規制企画課火災対策室長

いろいろ調査はしたのですけれども、技術的に実験データがあるといったものではなくて、経験上これまでもこの運用をしていて、火災防護上特に問題がなかったということで受け取っております。

○更田委員長

そうすると、根拠としては、広く用いられている工事基準書にも記載があつて、かつ、実務上これで一般施設に関しての火災防護を確認がされていても、これまで支障を生じていないからと、そういうことですか。ごく一般則で書かれているけれども、検知器にもよ

るよねという感じではあるのでしょうかけれども、御意見はありますか。

山中委員。

○山中委員

いわゆる検査とか審査の職員が目を通すわけですよ。これでいいのか、原子力発電所に適用していいかどうか。全く考えずにどんどんというわけではないですよ。なので、それであればいいかなど。逆のケースもあるので、原子力発電所特有のという、そういうものもありますよね。いわゆる消防法に適用できないような案件というのも出てきているので、それはやはり個別の審査で見えていかないといけないかなど。逆のケースはそうかなと思うのですけれども、こういうケースの場合には、きちんと目を通していただいて、特段の原子力発電所に何か特有のものがいないかどうかをチェックしていただいて、運用するというので私はいいかなと思うのですけれども。

○更田委員長

こういう方針を打ち出しておかないと検査のときに支障が出るということだと思っておりますが、平成25年のときの経緯を考えても、消防庁や、それから、地域の消防から協力いただいて、その分野のエキスパートに商用施設との比較等も論じてもらって、ある意味、発電用原子炉は商業施設等々に比べて劣る部分もあったことから、これを導入して、その導入したものについては、目利きというか、その分野のエキスパートの判断が既にもう確立していることを前提に導入をしている。

ただ、そのときに、全てに細かく発電所の防護基準に関して記述したわけではないから、当然、実際、行われてきた運用との間の乖離みたいなものがこういう形で現れるから、ここで、その部分については、その分野で用いられているものを適用しますよということで、ある意味、自然なことなのだろうとは思いますが、方針について御異論がなければのですけれども、認めてよろしいですか。

石渡委員。

○石渡委員

方針については異論はないのですけれども、4ページに表2-3-9というのが真ん中にありますが、数字の単位が書いていないですね。隣のページの5ページの2-3-15の方は下に「 m^2 」と記入してあるのですけれども、これは単純に写し間違いというか、ミスというか、抜かしたということなのか、元々書いていないのか分かりませんが、いずれにしても、これはきちんと書くべきだと思いますが。

○守谷原子力規制部原子力規制企画課火災対策室長

元々あったものを、この資料にまとめるときに落としてしまったところがございます。申し訳ございません。

○更田委員長

それは単純に修正をして、修正したものでということにしたいと思いますが、よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

それでは、方針を認めたいと思います。ありがとうございました。

四つ目の議題は「原子力災害対策指針の改正案（甲状腺被ばく線量モニタリング、原子力災害医療体制）及び意見募集の実施」についてです。

説明は新田課長から。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の新田です。

資料4「原子力災害対策指針の改正案（甲状腺被ばく線量モニタリング、原子力災害医療体制）及び意見募集の実施」でございます。

「経緯」でございますが、昨年9月22日の原子力規制委員会におきまして、緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングに関する検討チーム会合報告書について報告させていただきまして、指針の改正を行うことが了承されたと。

また、昨年10月27日の原子力規制委員会において、「原子力災害拠点病院等の施設要件」の見直しの方向性につきましても、改正作業を行うということになりまして、これらを踏まえた指針の改正案というのを、今回、別紙のとおりまとめましたので、これについて御議論いただきまして、行政手続法に基づく意見募集を行いたいと考えています。

「改正案の主な内容」ですけれども、甲状腺の被ばく線量モニタリング関係につきましては、この検討チームの報告書を踏まえまして、測定の実施体制、対象者、測定の方法等について、記述を追加するという内容になっております。

測定の実施体制につきましては、国の指示に基づき、立地道府県等が原子力災害医療協力機関、原子力事業者の協力で実施する。

対象者につきましては、OIL(運用上の介入レベル)に基づく防護措置として、避難や一時移転の対象となった住民で19歳未満の者、妊婦・授乳者等を対象とする。

測定の方法ですが、全ての対象者に簡易測定を行い、スクリーニングレベルを超える者に対して詳細測定を行うという、このような内容になっております。

また、その他ですけれども、これまでの原子力災害対策指針では、避難退域時検査という項目の中に甲状腺被ばく線量モニタリングが書いてあったのですけれども、今回は甲状腺被ばく線量モニタリングを一つの項目にしますので、それに併せて、これまで実際にあった避難退域時検査の規定のところについても、記述の見直しを行っております。

「原子力災害医療関係」でございます。

これも施設要件の見直しの方向性の御議論を踏まえまして、原子力災害医療を担う各機関の役割を、これまでの指針に記述を追加いたしまして、明確にしております。中でも基幹高度被ばく医療支援センターの先導的・中心的な役割を明確にするとともに、国の役割としていた研修カリキュラムの作成等をこの基幹センターにて行うというような形にしております。

別紙は3ページ以降でございますけれども、告示の形になりますので、こういう告示文の後に、5ページ以降の別表で指針の改正について示しておると。上の欄が改正後、下が改正前という形になっております。

ざっと、時間もありませんので簡単にしますが、5ページの最初のところの線を引いたところが変更箇所でございますが、こちらは事前対策の初期段階の防護措置の考え方のところですが、ここは避難や一時移転を行う住民等に対し避難退域時検査を行って、除染を行うということとともに、甲状腺の被ばく線量モニタリングを行うといったことを追加しているということでございます。

資料7ページから12ページにかけては、国と各組織が緊急事態のときに何を行うかというのが書いてあるのですが、ここに甲状腺の被ばく線量モニタリングも追加しております。

12ページの最後から「原子力災害医療の実施体制」ということで、13ページになりますが、こちら「次に示す役割を担う医療機関等を指定又は登録するための要件」という形で、それぞれの機関の役割を明確にしているところでございます。

言い方ですが、これまでの指針では、下にありますように「施設要件」という言い方だったのですが、今回は「指定要件」と改めようと考えております。

各機関それぞれ書いていますが、原子力災害拠点病院につきましては、被災地域の災害医療の中心となる医療機関、そして、被ばく傷病者等に対しては適切な診療を行うと。原子力災害医療チームを編成するという、そういう役割を記載しております。

二つ目の原子力災害医療協力機関でございますが、こちらは原子力災害時において立地道府県や拠点病院が行う災害対策に協力するということと、初期診療、救急診療の提供や、被ばくや汚染に対する検査への協力を行うという役割にしております。

三つ目は原子力災害医療・総合支援センターですが、こちらは原子力災害医療派遣チームの派遣調整やその活動の支援を行うと。自らチームを編成するとともに、平時からネットワークを作るとしております。

下の改正前では、この総合支援センターは後ろの方に順番が書いてあったのですが、拠点病院あるいは協力機関に、発災した地域における災害医療について支援していくということでもありますので、場所として拠点病院、協力機関の後ろという形に移しております。

4点目が高度被ばく医療支援センターです。これは高度専門的な被ばく医療を行う機関に対して対応するというところでございます。また、専門家の派遣等を行うというような形で役割を記述しております。

14ページに移りまして、基幹高度被ばく医療支援センターです。これは今までは項目がなかったのですが、新しく追加しております。高度被ばく医療センターにおいて中心的・先導的な役割を担うということで、特に重篤な被ばくを伴う傷病者への診療等の対応と、また、研究開発や人材育成を行うというような形にしております。

それ以降はこの記載の修正でして、15ページに移りまして、原子力事業者のところには、避難退域時検査、除染、モニタリングの実施に対しての要員派遣、資機材提供といったこと、これを検討チームの報告書等を踏まえて記載をしております。

15ページの真ん中、②研修・訓練、国につきましては、これまで研修カリキュラムや研修資料の作成等があったのですが、これは高度被ばく医療支援センターに移しますので、国の役割からは落としております。

15ページの後ろの方から、高度被ばく医療支援センターになります。16ページに移りまして、16ページの最初です。基幹高度被ばく医療支援センターが指定される場合には、ここが総合支援センターや高度被ばく医療支援センターに対して高度専門的な教育研修を行う。

また、16ページの三つ目のポツのところになりますけれども、高度被ばく医療支援センターが研修のカリキュラムや資料の作成を行うと。なお、基幹センターが指定される場合は、高度被ばく支援センターがそれを支援するというような形にしております。

そして、17ページに移りまして、第3の「緊急事態応急対策」のところでございます。

「(5)防護措置及びその他の必要な措置」ということで、ここに甲状腺被ばく線量モニタリングを追加いたします。このモニタリングそのものが直接の防護措置かどうかというところもありますので、その他の必要な措置という形で項目を改めております。

そして、18ページの上のところ、⑤から「避難退域時検査及び簡易除染」という形で、これは文言の整理をしているところでございます。

18ページの最後のところ、避難退域時検査、簡易除染の実施場所等について記載しておりますが、これは元から下にあったものを、場所を移して文言を整理して記載しております。

19ページでございます。物品等の除染の基準を超える場合に住民に対する検査を行うという基準ですが、これは下のこれまでの指針では「40,000cpm」という数字が直接書いてあったのですが、この数字が直接書かれるのではなくて、これはどういうものかというのを記載した上で、19ページの上の段の真ん中で「物品等の除染の基準」というものは40,000cpmで、これはこういう形で測定した結果ですというような記載を追加しているところでございます。

19ページ後半の(ii)で「簡易除染の方法」です。こちらで、簡易除染の方法は拭き取りや着替えにより行うことを基本とする。また、OIL4を超える住民は、拠点病院等の機関で除染や必要な措置を行うという形で文言を整理しておるところでございます。

20ページに移りまして、⑥の「甲状腺被ばく線量モニタリング」というところが、今回、新たに追加しましたパートでございます。先ほど冒頭に説明いたしましたように、まず、体制ですね、立地道府県等が協力機関、原子力事業者等の協力を得て実施する。対象とする者は、避難又は一時移転を指示された住民のうち、19歳未満の者、妊婦及び授乳者を基本とするというようなことをここで記載しております。

実施場所につきましては、可能な限りバックグラウンドの値が低いところで、避難所又はその近傍と。詳細測定は甲状腺モニタ等がある拠点病院等で実施するという形にしております。

実施方法及び実施期間です。まず、対象とする者に簡易測定を行って、スクリーニングレベルを超える者を対象として詳細測定を行うと。

スクリーニングレベルにつきましては、ここに注で書いてあるとおり、毎時 $0.2\mu\text{Sv}$ を目安とするという形にしております。簡易測定につきましては、NaI (TI) サーベイメータを用いると。3週間内を基本とする。

詳細測定につきましては、甲状腺モニタを用いて実施すると。4週間以内を基本として、それを超える場合には、代替としてホールボディカウンタを用いた測定を行うという形にしております。

なお書きで、国立研究開発法人において可搬型の甲状腺モニタが開発されておりますけれども、これが製品化されて普及された段階には改めて検討して、本指針に記載するという形にしております。

資料の1ページに戻っていただきまして、これがお認めいただければ、行政手続法に基づく意見募集を実施いたします。

資料の2ページになります。実施期間は1月27日から30日間で、今後の予定ですがけれども、パブリックコメント終了後、3月中予定で、原子力規制委員会決定で、その後、速やかに公布というスケジュールを考えているところでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○更田委員長

通しの23ページを御覧いただいて、ここに昨年9月、これは原子力規制委員会に原子力規制庁から報告があったものですが、通しの25ページ以下に、設置をして検討チームから報告書をまとめていただきました。ここで検討チームに参加された方々の御協力をいただいて、この報告がされた時点で、この検討チームからの報告を災対指針(原子力災害対策指針)に反映させようという方針を昨年9月、それから、もう一点は、原子力災害拠点病院等に関しても、昨年10月、これは10月の暮れですね、それを併せてやろうということに今回なっているわけですがけれども、これについても原子力規制委員会に諮られて、その方針は認めている。

そこで、この二つの昨年9月、10月で諮られた方針が正しく改正案に反映されているかというところがポイントになるのだらうと思っておりますけれども、甲状腺被ばく線量モニタリングに関しては、1ページ目の(1)にまとめられているところがポイント、それから、災害医療関係、基幹高度被ばく医療支援センターであるとかについては、ごくごく定型的な記述しかなかったので、そこの記載の役割に関して充実を図るといったものになっておりますけれども、御質問、御意見はありますか。

伴委員。

○伴委員

今、更田委員長から説明があったとおりで、内容について、私も事前にチェックをしたつもりですが、一つ確認しておきたいのは21ページです。21ページのところの「詳細測定」のところ最後になお書きがあるのですよね。「なお、国立研究開発法人において可搬型の甲状腺モニタが開発されたが、今後製品化され普及が見込まれる段階において」改めて本指針に記載するという書き方がされているので、現状のここで言っている詳細モニタリングというのは、JAEA(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)とQST(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構)が新たに開発したモニタのことではなくて、既存の臨床等で用いられている甲状腺モニタのことであるという、そこはそういう理解でよろしいですね。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

防護企画課長の新田でございます。

このなお書きなのですけれども、詳細測定だけではなくて、簡易測定も含めた、この甲状腺被ばく線量モニタリングの実施方法全体、iで書いてある数字の(iii)の全体にかかるものと考えております。

したがって、拠点病院の甲状腺モニタだけではなくて、簡易測定のところも含めて見直す可能性がある。特に可搬型ということなので、現地に持ち運びもできますので、そういうことも想定しているところでございます。

○伴委員

ですから、この甲状腺モニタリングの検討チームの中で、新たに開発されたモニタというのは、製品化するに当たって、まだ多少の調整が必要であるし、それを一定の品質のもの台数をそろえるためには、1年とかでできる話ではないので、その間は既存の甲状腺モニタを前提にやるという、それをこういう形で反映したということですよと、そういう確認です。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

防護企画課長の新田です。

そのように認識しています。

○更田委員長

ほかにありますか。

この甲状腺被ばく線量モニタリングに関しては、検討チームの報告にもあるように、やはり調べるべき人を調べる、守るべき人をきっちり守るという方針の明確化だと思います。それから、施設に対する記述に関しては、これまで記述が余りに素っ気なかったのが、役割等もきちんとしましょうと。

災対指針の改正に関して言うと、さらに、記載の充実や改正に関して、議論の俎上に上げるべきものもあったのだけれども、今回はこの2点に関してという改正なのだということだと思いますが、改正案、この形で案として認めてよろしいですか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

その上で、行政手続法に基づく意見募集を実施するというところでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

ありがとうございました。

五つ目の議題ですが「『原子力災害拠点病院等の施設要件』の改正案及び意見募集の実施」。

説明は、これも新田課長だけれども、ゆっくりね。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の新田です。

資料5でございます。

まず「経緯」でございますけれども、原子力災害拠点病院等の施設要件につきましては、令和2年度から関係機関との意見交換を行って、課題を抽出するなどの検討を進めてきて、昨年10月27日の原子力規制委員会におきまして見直しの方向性についてお示しして、コメントを頂いたところでございます。それを踏まえて、改正案を作成いたしまして、これを意見募集したいと考えておるところでございます。

「改正案の主な内容」です。

名称を変えております。拠点病院等に求められる役割と要件を分けて整理するというところから、これまで上記にあるように「施設要件」ということだったのですが「原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件」としております。

これに併せて、(2)の「構成」でございます。まず、役割を第一章としまして、要件を第三章と、それぞれ明確に記載しております。また、指定に関する考え方を第二章としてまとめているというところでございます。

(3)以降、各機関ですけれども「原子力災害拠点病院」につきましては、甲状腺被ばく線量モニタリングのうち、詳細測定に協力することを役割に追加していると。また、原子力災害に対応できる業務継続計画の整備に努めることを追加しております。

(4)の「原子力災害医療協力機関」ですが、甲状腺被ばく線量モニタリングにつきまして、立地道府県等に協力して実施するということを追加しております。

二つ目のポツ(・)ですけれども、協力機関が担う7項目というものを基本的な要件として整理しております。そのうちの一つの項目を甲状腺被ばく線量モニタリングの測定者として対応するとしております。また、甲状腺被ばく線量モニタリングに対応する要員につきましては、ほかの立地道府県等にも派遣できる体制の整備に努めるといったことを追加しております。また、これらにつきましても、業務継続計画の整備に努めるというようなことを要件に追加しています。

資料の2ページ目「原子力災害医療・総合支援センター」です。ここにつきましては、原子力災害に対応できる業務継続計画の整備を行うとともに、拠点病院等が業務継続計画

を整備するために助言等を行う体制を作ると。そして、総合支援センターとしての役割を担うための業務方針の策定というのを追加しております。

「(6) 高度被ばく医療支援センター」です。こちらは先ほどの指針の説明にもございましたように、研修のカリキュラムや資料の作成・見直し等につきまして行くと。基幹高度被ばく医療支援センターが指定されている場合は、基幹センターが研修カリキュラムや資料の作成などを行うという形で整理しております。また、高度支援センターにつきましても、業務継続計画の整備を要件に追加する。業務方針の策定というのを追加しております。

「(7) 基幹高度被ばく医療支援センター」です。こちらは役割の明確化をする上で、重篤な被ばくを伴う傷病者の診療や高度専門的な線量評価、それらの研究開発や人材育成といったことを役割に追加して、これに当たる要件についても追加しております。また、研修カリキュラムの作成等についても追加しているところでございます。

具体的な内容は3ページ以降になります。別紙がこちらの施設要件の全面改正という形にしておりまして、これは原子力規制庁長官名で発出すると考えておるところでございます。

4ページはそのタイトルと全部改正という形を示しておりまして、5ページの目次に第一章・役割、第二章・考え方、第三章・指定要件という形で書いているというところでございます。

内容は、黄色いところが以前から変わったところですが、今、概要で申したものがそれぞれのところに記載されているというような内容になっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

伴委員。

○伴委員

必ずしも今回変更したという点ではないのですが、具体的なこのドキュメントの22ページのところから高度被ばく医療支援センターの役割が書かれていて、23ページの下の方の(3)教育研修、訓練のところの「①教育研修」のA)のところなのですが「拠点病院や協力基幹等に対し、汚染拡大防止措置、放射線防護対策、線量評価等に関する高度専門的な教育研修を行うこと」となっているのですね。

例えば、線量評価、非常に高い被ばくをしたかもしれないという患者さんの線量評価を行う。そのことに関する高度専門的な教育研修、それを高度被ばく医療支援センターがやるというのなら分かるのですが、汚染拡大の防止とか放射線防護対策というのは、言ってみれば、ごく基本的な内容ですよね。これが高度専門的な教育研修というところと一緒にしているのは違和感があるのですけれども、その辺は実態としてはどうなっているのでしょうか。

○新田長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の新田でございます。

今、ここにつきましては、高度被ばく医療支援センターが実施している研修というものを「高度専門的な教育研修」という形でまとめておりまして、その中にあるので、このようにしております。

拠点病院等につきましては、県とか、ほかの機関等が実施するものも含まれておりますので、ここでは高度センターが行うものという形で、こういう記載にしているところでございますが、それそのものが高度専門的かということにつきましては、ちょっとコメントをお願いいたします。

○辰巳長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課企画官

放射線防護企画課の辰巳でございます。

まず、研修の全体構造、構成でございますけれども、ざっくり申し上げますと、3階建てとなっております。一番下の基礎研修、これは原子力災害拠点病院や、道府県が行うものでございます。ここに書かれております「高度専門的な教育研修」というのは、3階建てのうちの2階建て部分になってございます。一番メインなものとしましては、中核人材研修となっております。

ですので、ここにあります汚染拡大防止措置とか放射線防護対策、これらについて、当然、ある程度基礎研修で触れられる部分というものと、中核人材研修の中で触れられる部分というもので、粒度が違っているというところでございます。

ですので、立てつけとしましては、2階の部分をやるという形になっていると。この2階の部分には、ある程度高度専門的なものというものも含まれれば、こういった防護措置というの也被ばく医療支援センターが行うという形になっているというところでございます。

○伴委員

そこは分かる。それから、2階の部分といった中核人材、そこに関しては、ここの①のB)で読めなくもないのですよね。だから、言葉の問題というよりも、運用としてどうなのかというのがものすごく気になっていて、この辺を中途半端にすることによって、原子力災害医療に対する誤解を招いていないかということをおっしゃりたいのです。

つまり、原子力災害医療が求めているのは、いろいろな患者さんが来るかもしれない。もしかしたら、ちょっと汚染している患者さんがいるかもしれない。だけれども、その場合に、汚染の検査をやって特に問題がないと判断されれば、あとは普通の医療をもうそこで実施する。それが拠点病院に求められているメインの役割なわけですよね。

非常に高度な専門的な知識・技能を要する被ばく医療と言われる部分に関しては、ある程度は拠点病院で担っていただくとしても、難しい患者さんに関しては、もうそれは高度被ばく医療支援センターの方に送られるわけですから、だから、ここで高度被ばく医療支援センターがやる教育というのは、本来、拠点病院の被ばく医療に関して、多少担ってい

ただく部分をやってもらうのであって、それ以外の基礎的なところ、汚染チェックとか、その辺はむしろほかの機関が行う。例えば、原子力災害医療総合支援センターが中心になってやる。拠点病院自身がやる。

その辺をきっちり分けていかないと、何か被ばく医療について、拠点病院も詳しくやらないといけないので、そんなものは引き受けられないというような拒否反応を招いていないか。そこが気になるので、今のような発言をしました。

○辰巳長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課企画官

御指摘ありがとうございます。先ほど私が説明しましたのは、立てつけ、構造の話でございます。他方、では、この2階の部分で行う研修の対象者、主には原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関を対象に行う研修の内容がどうかということについては、また研修内容がどうあるべきか、これはまた別のところでは定めてございますけれども、そこでの議論が必要と考えておりますので、そこは検討していきたいと思っております。

○更田委員長

でも、伴委員が言われるのは、この表現がミスリーディングではないかということですよ、内容というよりも。確かにそうなのだろうと思えますし、一番のポイントは、被ばく医療ではなくて通常の医療を必要とされる方が、汚染を伴って病院へおいでになったときにどうするのか。それも、拡大防止であるとか、除染とかに対して、非常に高いスキルが必要だったら、場合によっては、病院ではなくて高度被ばくの方へということもあるだろうし、それから、伴委員が言われたように、被ばく医療が必要だったら、そちらへ送られるわけけれども、そこの見極めを誤らないようにしてもらうことが最も大事で、軽微な汚染も含めて全部回していたら、それこそとんでもないカタストロフィックなことになってしまう。被害を拡大させるだけ。

一方、基礎的な拡大防止や、あるいは汚染の除去というものに慣れてもらうというか、だから、そちらの方がポイントのはずなのだけれども、「高度専門的な」と言われるとというのは、これは多分「高度専門的な」というのは、教育研修に軒並みついてくるみたいに書かれているような嫌いがあるので、ちょっとミスリードだなというのはおっしゃるとおりなのだと思いますけれどもね。

そもそも、だって、高度というのは、別に「高度」がついていない組織があるわけではないのだから、「高度」をつけなくたっていいはずなのだよ、本当はね。中度とか低度があるわけではないものね。だから、余計な修飾がやたらつくというのは、何か一般的な傾向ではあるのですけれども。

伴委員、これはあれですか、訂正を求めるわけではないと。

○伴委員

ちょっとここで今、言葉の問題だけではなくて、やはり運用のところからしっかり見直さなければいけないのではないかという気はします。ですから、これで未来永劫据え置くということはよくないとは思いますが、取りあえず今はこれで文言上はよしとして、

運用のところをしっかりと固めた上で、改めて修正ということになるのかなと思いますけれども。

○更田委員長

私もここで、これを余り時間的に潜行させる、潜行というか、潜らせたくないのです。甲状腺の方は甲状腺の方で、せっかく検討チームの方々から報告書を頂いて、それも昨年9月にもらっていて、だから、もうきっちりそれを反映させるという作業は作業として進めるべきだと思うし、それから、拠点病院等々に関してだって、伴委員が言われているのは表現のふさわしさの問題だけれども、書かれている中身そのものが間違っているというものではないだろうと思うので、特にこれが許容できないというのであれば、また今後も災対指針というのは改正が進んでいくものなので、そういった意味で進めたいとは思いますが、あくまで私の意見ですけれども。

○伴委員

ですから、本日こういう発言をしましたので、それをしっかりと記憶していただいて、その上で、今回はこれでよしとしつつ、運用のところの内容を精査した上で、改めて次の改定のときにここをいじるというふうにしていただければと思います。

○更田委員長

運用に関しては、実際にこれらの施設や機関で携わっている人たちと、それから、災対指針を定めようとしている原子力規制委員会や原子力規制庁との間で、議論のメカニズムというのはあるのですか。

○辰巳長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課企画官

研修認定委員会というものをQSTが設置してございます。その中で各研修の基準等を示しています。QSTとは定期的に意見交換を行っております。研修に関しても、その中で議論をしているというところがございます。

○更田委員長

そうすると、急にどうこうという話ではないけれども、その結果はどこかに載っているわけですか。どこかを見れば分かるわけですか。

○辰巳長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課企画官

基本的には非公開といいますか、割と限られた人数での。

○更田委員長

もちろん公開でやるものではなくて、実務者同士の打合せなのだろうと思うのだけれども、ただ、そこで災対指針というのは最終的には方針を反映させていくものですから、それが実務に、あるいは緊急時において実務に当たられる方々がどういう議論をしているかというのは把握しておく必要があるのだろうと思うのです。

だから、それは原子力規制庁とQSTとのコミュニケーションの問題なのかもしれないけれども、でも、伴委員が言われるのだとすると、要するに、俺にも聞かせろという話に聞こえるけれども、どうなのだろうね。

○伴委員

今、事務局から説明のあった機会に私が出席しているわけではないですけれども、ただ、それ以外にも関係者と意見交換をする機会というのはそれなりにありますし、来月も、例えば、連携の協議会みたいなものがありますので、そういったところで双方の理解にそごがないことを確認し、必要であれば、別途機会を設けるというふうにはしているつもりです。

○更田委員長

議論の内容を、必要に応じてだけれども、知らせてもらうということなのだろうと思いますけれども。というのは、何が問題かというのは、ここでのこのレベルの議論だと、問題点のプライオリティを誤っている可能性だってあるので、現場がどうプライオリティを考えているかというのを把握する、それを伝えてもらうという仕組みが必要なのだらうと思いますけれどもね。

その上で、この改正案と、それから、意見募集を行うことについて、了承してよろしいですか。

石渡委員。

○石渡委員

通しの28ページ、29ページに装備品の例というのが書いてあって、ここに除染用資機材というのと汚染拡大防止用資機材というのが分けて書いてあるのですけれども、例えば、マスクだの、ゴーグルだのというのは、これは汚染拡大だけではなくて、除染のときにも使う場合があると思うのですよね。これは意見募集をするから、このままでも、いろいろな意見が出てくるでしょうから、いいのかもしれないのですけれども、これは除染用と汚染拡大防止用と分けて示す必要があるのですかね。これを一緒にしてしまった方がすっきりすると思うのですけれどもね。

○更田委員長

ただ、すごく厳密に言うと、除染と汚染拡大防止というのは、作業としては別のものとして捉えているから、その作業ごとに抜けがないように表を作ると、こうなるのではないかなと思いますけれども、どうですか。

○石渡委員

でも、やはり除染のときにはマスクとかゴーグルは使うのではないですかね。

○更田委員長

入っていないという意味ですね。だから、装備品の例なのかなと思いますけれどもね。なるほどね。

もし、石渡委員もおっしゃっていましたがけれども、パブコメを待つてよろしければ、パブコメに入りたいと思いますけれども、よろしいですか。時期的なタイミングからいうと、災対指針の改定というのはこの時期に諮っておいた方がいいと思いますので、対応していただく病院であるとか関係機関の対応を考えると、この時点だと思いますので、では、改

正案を了承して、パブコメに入ってよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

では、そのように進めてください。ありがとうございました。

本日予定した議題は以上ですが、何かありますでしょうか。

一つコメントです。これは市村部長、森下審議官がいるから、いいや。聞いていてもらえればいいのですけれども、本日、トピックスに美浜でのLC0(運転上の制限)逸脱が出ているのではないですか。これはいわゆる新規制基準の適合性審査を始めたときに、大飯の3・4なんかでやはり事業者との間の本当に議論を始めたばかりのところ、多少こちらからけしかけたというようなどころもあるのだけれども、重大事故等対処施設に対するLC0の設定というのは、デザインベースのものと同じでいいとは思えないのだけれども、それでいいのかと言ったら、それでいいのだと、今回は取りあえずこれでいいのですということで、重大事故等対処施設というのは、LC0の考え方といいますか、設定はDB(設計基準)の設備と同じなのですね。

だけれども、今回のやつみたいに、これはSA盤(重大事故等対処用制御盤)が見られなくなりましたという話で、でも、SA盤が見られなくたって、ふだん見ているところでプールの温度が見られているわけだから、本来のLC0からの逸脱というものが何を捉えようとするのか。

危険な状態というものをきちんと捉えようとするという本来の趣旨からすると、ふだん見ている温度計は全然平気ですと。緊急時にさらに備えた温度計の方が見られなくなったので、これでLC0逸脱と報告されるのは、そう定めているから報告を受けるわけですがけれども、本来の、要するに、危険な状態になったということをきちんと事業者も規制側も捉えるという趣旨からすると、これは誰に向けて言っているかということ、事業者に向けて言っているのですけれども、LC0の設定については、これは保安規定で自ら定めるものですので、しっかり検討してもらいたいと思いますし、むしろ私がこうやって申し上げるよりも、現場の人はよく分かっていると思うのですよね。

これは受ける方も受ける方で仕事が発生するわけですがけれども、やはり重大事故等対処施設や、今後、特定重大事故等対処施設等々、後段の機器に関してのLC0の設定の仕方というのは、取りあえず早く許可をもらうというような議論ではなくて、しっかりとした議論をしていきたいと思いますので、事業者にも協力をしてもらいたいと思います。

答えは要りません。とにかくコメントであります。

ただ、いかがですか、山中委員。

○山中委員

もうかなり前に、検討してくださいというのはATENA(原子力エネルギー協議会)にお願いをしているところですがけれども、いまだ回答がないと。個別の審査、個別の見直しというのでチャレンジはしておられるのですけれども、なかなかもう少し大きな議論というのが

できていないと、そういう現状でございます。

○更田委員長

これはATENAの仕事ですか。ATENAなのかな。個別の事業者というよりは、むしろ全体の考え方をATENAみたいなのがまとめるのがふさわしいのかもしれないですけどもね。

では、それはCNO会議（主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換会）とか、いろいろなところでコミュニケーションしていきたいと思っておりますけれども。

それでは、以上で本日の原子力規制委員会を終了します。ありがとうございました。